

## 東浦町コミュニティ推進協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティの振興と、住民の創意工夫を活かした地域の課題解決への取組みを支援することにより、魅力あるまちづくり活動を推進するため、東浦町内の地区コミュニティ推進協議会に対し交付する交付金について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 交付金の交付対象となる団体は、地区コミュニティ推進協議会とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表第1に定める基本額及び加算額を限度として予算の範囲内で定める額とする。

(交付金の利用の制限)

第4条 交付金は、次の各号に掲げる事業に使用してはならない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないとして認めた事業

2 前項各号に掲げるもののほか、交付金は次の各号に掲げる経費に使用してはならない。

- (1) 役員報酬
- (2) コミュニティセンターの維持管理費
- (3) 慶弔費、交際費、懇親会費等社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(交付金の交付時期)

第5条 交付金は、それぞれ別表第2に定める時期に、請求の日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付金の返還)

第6条 町長は、交付金を受けた地区コミュニティ推進協議会が、別表第1に定める交付条件を達成していないと認めるときは、交付金の全部又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(東浦町資源ごみ回収地元交付金交付要綱の廃止)
- 2 東浦町資源ごみ回収地元交付金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに収集された資源ごみ回収に対する交付金は、改正後の東浦町コミュニティ推進協議会交付金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(有効期限)

- 4 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町コミュニティ推進協議会交付金交付要綱別表第 1 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 4 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		交付額	交付条件
基 本 額		500,000 円	
加算額	人口加算	前年9月末日現在の地区コミュニティの人口に80円を乗じて得た額	
	まちをきれいにする活動加算	地区コミュニティの資源ごみ（アルミ、スチール、生きビン、雑ビン、新聞、牛乳パック及びペットボトルをいう。）回収量に1キログラム当たり5円を乗じて得た額	次に掲げる事業を行うこと。 （1）ごみステーションの定期的な見回り、清掃、修繕その他ごみステーションの管理 （2）ごみに対する啓発 （3）環境保全に関する活動 （4）その他ごみの減量に関すること。
	交通安全活動加算	10,000 円	通学時間帯の通学路等での交通安全活動を行うこと。

別表第2（第5条関係）

区 分		交付時期	交付額
基本額及び加算額（人口加算に限る。）		5月・10月	それぞれ交付額の2分の1
加 算 額 （ 人 口 加 算 を 除く。）	まちをきれいにする活動加算	8月 2月	1月から6月までの収集分に係る額 7月から12月までの収集分に係る額
	交通安全活動加算	5月	加算額の全額